

総務産業常任委員会会議録

日 時 令和元年8月23日（金曜日）13時30分～15時30分

場 所 議員控室

出席者 逢坂委員長、磯野副委員長、船本委員、阿部委員、工藤委員、森議長
ワザハバ 金木議員、平山議員、小寺議員、舟見議員、村田議員

事務局 豊島事務局長、杉野係長

逢坂委員長

本日はご苦労さまでございます。それでは、ただいまから総務産業常任委員会を始めてまいりたいと思います。

本日の予定ですが、議案が3件ございまして、予定としてはまず地域振興課の民間賃貸住宅建設促進助成事業について行いまして、その後休憩を挟みまして商工観光課の住宅建設促進支援事業、それからプレミアムつき商品券事業についてそれぞれ各担当課より事業状況、あるいは内容など、今後の方針といたしますか、見通しなどについて説明を受けまして審議を進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、まず最初に地域振興課より民間賃貸住宅建設促進事業についてのご説明をお願いいたします。

1 民間賃貸住宅建設促進助成事業について

担当課説明

説明員 地域振興課 清水課長、佐々木係長、林主事

清水課長 13:31～13:32

皆さん、ご苦労さまでございます。平成28年度から始めました羽幌町民間賃貸集合住宅建設促進助成制度であります。この条例につきましては令和2年度、来年度いっばいで失効することとなっております。これは、5年かけてその後の存廃、存続する場合は改正も含めての検討期間ということとしたものであります。今日は、委員会の継続調査ではありますが、担当課といたしましても皆様のご意見を伺えればという気持ちもありますので、どうぞよろしくお願ひしたいなと思います。

それでは、早速ですが、これまでの実績を中心に担当係長のほうから説明させていた

できます。

佐々木係長 13:32～13:41

それでは、私のほうから民間賃貸集合住宅建設助成事業について資料に沿って座って説明をさせていただきたいと思います。

まず、1番の目的ですけれども、町内の住宅不足を解消するため賃貸住宅を建設する事業者等に対し建設工事費の一部を助成し、当該住宅の建設を促進する目的として助成の条例を制定しているということで、制定につきましては平成27年12月18日制定ということで、施行期日につきましては平成28年4月1日ということになっております。

条例の内容につきましては、まず2番の実績の前に簡単に制度の概要をご説明させていただければと思いますが、条例本文だとちょっとわかりにくいと思いますので、資料の2をごらんいただければと思います。資料の2につきましては、これは募集の概要を載せている資料でございます、この中から要件ですとか補助金額等を抜粋して説明させていただきます。まず、資料2、1枚目の表の中の真ん中辺に要件という欄がありますが、こちらが次の要件を満たすものということで1棟当たり2戸以上の賃貸契約を締結する新築集合住宅と各戸の住宅規模が25平方メートル以上であり、上下水道、玄関、台所、便所、浴室を戸別に設置、建設予定地が下水道供用区域外の場合は合併処理浄化槽を設置ということになっております。また、建築基準法その他関係法令の基準に適合しているものと、また建設業法に規定する建築工事業の許可を受けている者が施工するもの、次に掲げる建築物でないものということで組み立て式仮設住宅、事業者が個人の場合はその個人またはその個人の2親等以内の親族が入居するもの、事業者が法人の場合はその法人の役員や従業員用宿舎として建設するもの、公共事業等により補償を受けて建設するものということで、その下に家賃の設定がありますけれども、こちらは上限設定をしておりますが、1戸当たりの面積が25平方メートル以上45平方メートル未満のものにつきましては3万5,000円、1戸当たりの面積が45平方メートル以上のものが4万5,000円ということで設定しております。

裏面をごらんいただければと思いますが、裏面につきましては事業者となり得る方、その要件として税及び羽幌町に納入すべき公共料金を滞納していない方、また暴力団員または暴力団の構成員でない方ということになっております。

補助金の額につきましては、(3)でありますけれども、市街地区につきましては町内業者で25平方メートル以上45平方メートル未満で100万円、45平方メートル以上で200万円、これ1戸につきです。町外業者の場合は、25平方メートル以上45平方メートル未満で50万円、45平方メートル以上で100万円ということになっております。

2番以降につきましては、これは31年度の流れとなっておりますので、省略させていただきます。

では、最初の資料に戻っていただきまして、一番初めのページ、2の実績について説明させていただきます。28年度につきましては、申請件数1件で、申請者は逢坂享功氏、1棟4戸で面積が266.6平方メートル、1戸あたりは57.01平方メートルで、共用部分は38.56平方メートルでございます。建設業者につきましては、有限会社逢坂建設ということで、1戸あたり200万円掛ける4戸ということで800万円の交付をしているところです。次に、29年度ですけれども、こちらも申請件数1件で、申請者が山岸英夫氏、1棟3戸で面積が223.92平方メートル、1戸あたり74.63平方メートルで、共用部分はなしということで、建設業者は有限会社山岸建設、1戸あたり200万円掛ける3戸の600万円を交付しております。次に、30年度、申請件数は2件で、1件目、藤村翔氏、1棟4戸で面積が218.55平方メートル、1戸あたり54.64平方メートルで、共用部分はありません。建設業者は、羽幌町の相原勝幸氏でございます、こちらにつきましては交付は不可ということで決定しております、下のほうに米印で説明がありますがけれども、この建設業者において建設工事業の許可を受けていないということから不可ということになっております。30年度2件目の棟方富雄氏、2棟7戸で面積が350.92平方メートル、4戸建てと3戸建てに分かれていまして、4戸建ての1戸あたりが50.2平方メートル、3戸建ての部分の1戸あたりが50.04平方メートルで、共用部分がありません。建設業者は、旭川市の北海道セキスイハイム株式会社でございます、町外業者ということで1戸あたり100万円掛ける7戸で700万円の交付をしております。31年度、今年度でございますけれども、申請件数が1件、申請者が芳賀光雄氏、2棟8戸で面積が396.64平方メートル、1戸あたり45.83平方メートルで、共用部分が30平方メートル、建設業者は有限会社芳賀建設ということで、こちらは1戸あたり200万円掛ける8戸で1,600万円ということで交付決定までしております。

次に、次のページですけれども、3番の周知の方法ということでこれまでの周知の方法を説明いたします。28年度につきましては、周知の期間を4月1日から5月10日までとしまして、町のホームページと町内報道機関への掲載依頼ということで周知をしております。また、周知の期間内での申請が予定整備戸数に満たなかったということで再募集をかけているところです。募集期間は、随時募集ということで再募集しております。29年度は、周知期間が4月3日から5月10日、町のホームページと広報はぼろ4月号、それから町内報道機関への掲載依頼ということで、こちらは期間内の募集がなかったということから同じく随時で再募集をしております。平成30年度につきましては、4月2日から5月9日、町のホームページと広報はぼろの4月号へ掲載ということで周知して

おります。31年度につきましては、4月1日から5月8日、町のホームページと広報はぼろ4月号で周知をしまして、期間内に募集がなかったということで再募集を5月の28日から6月28日まで実施しております。先ほども見ていただきましたが、周知の概要については資料の2ということと、あと広報の記事と町のホームページをそれぞれ資料3、資料4ということで添付しておりますので、後ほどご確認いただければというふうに思います。

次に、4番の令和元年度以降についてということで、本事業につきましては令和3年3月31日、令和2年度までということになっておりまして、今後の制度の可否を含めて検討するということが今年度中に町内建設業者等へアンケートを実施するということが検討しております。そのアンケートをもとに今年度策定しております住生活基本計画の担当課であります町民課と協議をしながら進めていきたいというふうに考えております。

説明につきましては以上です。

逢坂委員長

ありがとうございます。

ただいま説明を受けましたので、これから質疑、答弁を受けたいと思いますが、発言は町側及び各委員におかれましては挙手をしていただき、できる限り簡潔明瞭で行っていただきまして本委員会の円滑な進行にご協力をよろしくをお願いいたします。それでは、よろしく申し上げます。まず、何かございませんか。

— 主な協議内容等（質疑） — 13:42～14:18

阿部委員

まず、1つ目の目的のところ、町内の住宅不足を解消するためといったものが目的でこの助成事業をやられているのですけれども、昨年の12月の定例会の一般質問の中で自分が建築業振興の中で質問したときにこの制度は地元建築業者の建設を促すための支援策だという答弁があったのですけれども、行政側としては目的としては本当にこの町内の住宅不足を解消するためだけの制度なのか、それとも地元建築業者の振興策も含めての制度なのか、その辺どういったお考えでいるのかお聞きしたいと思います。

佐々木係長

まず、第一義的にということで住宅不足というものがありましたので、例えば所得制限などで町住にも入れないと、そういう方とかもという話

もありましたので、まずはそういった住宅不足の解消ということを目的としているのですけれども、結果としてそういった業界のほうの振興にもつながるとは思っていますけれども、一応第一義的な目的としましてはそういった住宅不足の解消ということでもあります。

阿部委員 一応地元建築業者の振興も含まれているけれども、住宅不足の解消をするための制度だということで、今答弁の中にもありましたけれども、公住とかに入れない方に対しての住宅不足を解消するためという制度だと思いますけれども、一応家賃は大きさでいえば2LDKでいけば4万5,000円が家賃として上限であって、その他の部分、共益費とかをまた別に払っているのでしょうかけれども、この辺全て含めて入居されている方が実際オーナーさんに払っている額ですか、平均どのぐらいの額を払われているのか、もし表としてあるのであれば教えていただきたいなと思います。

佐々木係長 実際にこの設定する家賃は、本当に家賃の部分だけということなので、例えばこれにプラス駐車料金とか、そういった部分で実際に払っている額はこれよりも大きくなっているという話は聞きます。ただ、実際平均どれぐらいかという数値までは把握していません。

阿部委員 平均どのぐらいなのかは把握してないということですがけれども、話を聞いていくと、ここ最近だと全て入居されている方がオーナーさんに払っている額というのは6万5,000円だったり、7万近くといった額を払っているのだという話を聞いたりしまして、本当に公住とかに入りたい方がそこに入ることができるのかなというちょっと疑問に思ったこともあるのですけれども、その辺この制度を利用されている申請者の方と何かお話をしたりとか、そういったことというのは今までにはなかったのかどうなのか、その辺。

佐々木係長 今までに実際入居した方とのそういった話し合いを持ったということはありません。

阿部委員 なかったということですがけれども、今後令和2年でこれが終わって、そ

の後どうするか、これからアンケートとかとるとは思うのですけれども、そういった部分を申請者さん、建築業者さんだけではなくて、特に若い世代とかが今住宅を探していますので、そういった部分も含めて今後考えていっていただきたいと思いますし、あとこれについては一応設定している上限の家賃はこの制度の中身を、条例を見ていけば建ててから10年たったならこれは変更していいということなのではないでしょうか、その辺ちょっと僕も、一番最後の条例の失効、10年間は今のまんまの家賃で4万5,000円ということなのか。

清水課長 一応来年度いっぱい条例自体は失効するのですけれども、それに伴って14条から16条までの部分、この部分は10年間残りますよという、そういう規定です。だから、条例がなくなったからといって交付決定の取り消しだとか助成金の返還といった部分がなくなるとか、そういうことではないので……

阿部委員 10年たったなら家賃を変えるのかもしれないところもあるのかもしれないのですけれども、補助額が1戸当たり200万です、2LDKは。200万と決めたその額というのは、建設費に充てるべき額だったのか、その辺。例えば4万5,000円という家賃を設定しているから、その不足分に充てるのか、例えば200万を10年間で割って、さらに12カ月で割ると1万6,000円となるのです、たしか。でいくと、4万5,000円プラス1万6,000円なので、6万1,000円ぐらい、普通のと言ったらあれですけれども、今ごくごく一般的に建っているアパートの家賃ぐらいになるのかなとも思うのですけれども、補助額の中身とか補助金の使い道といった部分も申請者さんとしっかり話し合われてきたのかどうか、その辺。

佐々木係長 使い道を申請者と話し合うということはなかったです。

阿部委員 なかったということで、今後例えばどうなるのでしょうか。そうすることによってもっと実際入居している方が、これから新しく建つ部分、今建っている部分はもうしょうがないとは思いますが、これから新しく建つ部分に関しては本当に住宅に入りたいけれども、入れないという方々も入りやすい入居額になるのかなという思いもちょっとあるので

すけれども、その辺今後そういった話もぜひお願いしたいと思います。

清水課長 委員おっしゃっていることは、要するに入居者の手持ちから実際に出す金額が4万5,000円の家賃プラス共益費で5万とかなったら、結局8万だろうという話なのだろうと思います。その辺の意見も賜りながら、次の改正時期に向けて検討していきたいなと思っています。

工藤委員 これが始まる時には、町内建設業者に限定するというものではなかったですか。

清水課長 阿部委員の最初のご質問とちょっと似ている部分があるかなと思うのですが、基本的には住宅絶対数足りないから何とかしようというのと、あと町内業者の促進という部分では条例の5条なのですけれども、一応町外の業者だと助成金半分としていることによって町内業者を促進するというか、そういった意味合いも含めている、そういう考えです。

工藤委員 一応町の支出になるのですから、できる限り町内業者に限定したほうがいいと僕は思います。町内業者が仕事がふえることによって町に払う税収も若干なりともふえていくので、その辺は今後検討していただきたいと思います。

船本委員 阿部委員とちょっとかぶるのですけれども、家賃の関係なのですけれども、この資料2でもって次の金額、管理費込みを上限に設定していただきたいという表現している、この管理費というのは何々入っているのですか。

逢坂委員長 暫時休憩します。

(休憩 13:53~13:54)

逢坂委員長 それでは、休憩前に引き続き再開します。

清水課長 済みません。ただいまちょっと手元に持ち合わせていないものですから、

内々では持っているのです、具体的に何が何がという中身は。それちょっと後ほどということをお願いいたしたいなと思います。

逢坂委員長 そういうことでよろしいですね。

船本委員 はい、わかりました。
ただ、直接私聞いたわけでないので、いろんなところから話が何件か来ていたものですから、皆さんも既に聞いていると思うのですが、家賃分として6万なり6万5,000円、7万近い金額を取られていると、そしたら町では4万5,000円が限度と言っているのはどうなのと聞かれたこともあります。私も電話かけてちょっと聞いたこともあるのだけれども、何かそこら辺が曖昧な答えだったものですから、そこら辺もきちっとしなかったら、やり方によってはいろんなやり方あると思うのです。それであれば、せつかく町内の住宅不足と言っているのに、それだったら誰でも入れるような住宅ではないような気するのです。そこら辺しっかりと指導するものも指導したり、最初に一番先に補助金の申請のときにそういうのもきちんと説明したりすべきだと思いますので、そこら辺何かそういうようなお話は聞いていますか。聞いていなければ、聞いていないでいいです。答えてください。

佐々木係長 そういった話を聞いたことはありませんでした。

船本委員 それともう一点、ここに紙で出していますから、お聞きしますけれども、1件助成金の交付だめだったという業者というよりも申請者の人がだめになっているのですが、具体的には建築業者が建築工事業の許可を受けていないということなのですが、これ何か書き方が違反する可能性があるためというようなちょっと曖昧な言い方しているので、許可がなくてだめだったのだと。申請はできるのですから、ただ建築業者がその許可を受けていないのなら受けていなかったからだめだったというのか、何かちょっと可能性があるためというような表現ですが、そこら辺わかる範囲で結構ですので、教えてください。

佐々木係長 こちらにつきましては、町の条例の第2条第4項のほうで規定されてい

ますけれども、この建設工事業の許可を受けていなかったということで不可ということになりまして、可能性があるためにつきまして、これは条例ではなくて建設業法のほうにかかっている部分でして、建設業法、そちらのほうに違反する可能性ということで表現をとどめているということで、実際には町の条例の規定にそぐわなかったと、工事業の許可を受けていなかったということで不可というふうにしております。

阿部委員 申請者さんが土地を持っている場合、これ結構前なのですけれども、何かのときに確認したのですけれども、土地は持っているのだけれども、道路がついていないであったり、下水が引かされていないという場合だとどうしても建てようかなと思っても建てれないときも、建てようと思ってもちょっと無理かなとなってしまうところもあるので、その辺行政側のほうとしてこういった制度をどんどん、どんどん推進するに当たって例えばそういった道路であったり、下水とか水道であったり、そういった部分一緒にあわせて取り組むという考えというのはどうなのでしょう、あるのでしょうか、教えてください。

清水課長 恐らくそれ確認申請おりないところというふうな話かなと思うのですけれども、この辺我々もちょっとハードルが高いといえますか、そういうふうな連携図りながら何とか同じ方向に向かってやっていければなどというふうには思っているのですけれども、縦割りっぽいような部分も若干あるものですから、何とかその辺ご意見をいただきながらいい方向に向かっていければなどというふうに思っています。

阿部委員 ちょっと下水とかから離れているのだけれども、頑張って建てたのだという方も実際この中にもいらっしゃるしまして、やっぱりそのときはどうしても下水をつなぐためにかなり建設費もかかるのだというふうな感じも言っていましたので、今後アンケートとかいろいろと建築業者さんから聞き取りする部分はあると思いますので、そういった部分をぜひ聞きながら、難しいことも当然あるとは思いますが、両方うまいぐあいに進めていっていただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

森 議長 ちょっと細かいことで恐縮なのですが、第3条の家賃の内訳の中

に消費税が入っているということであります。この10月から消費税2%上がっていますので、このまんまいくと実は900円程度なのですけれども、実質的な値下げということになります、この条例をそのまま残しておく。あえて今日は担当課でもありませんし、違いますけれども、町の今の基本的な考え方というのは町の支出に関して2%上がったものに対しては全部負担させるのだということであります。そういう全体の流れの中で、業者の部分に関しては目減りさせてもいいというような条例がこのままでいいのかなというのがちょっと疑問です。実際に利用者もいますので、上げるのが正しいのか悪いのかということよりも、そういうものであれば9月議会の中でこの条例を変える必要があるかと思えますけれども、その辺を検討した上で今回この委員会に出てきたのか、これから検討する余地があるのかも含めて現時点ではどのようなあれしているのか。

清水課長 森議長おっしゃるとおりなのですけれども、これ一応時限といたしますか、来年度で一回切れるというのがありますので、今回はとりあえずこのまま見送ろうかなという考えです。

森議長 先ほど阿部委員の質問にもあったように、これは時限で切れますけれども、3条については今後10年間続くということでありますので、つまりいわゆる消費税増税分、10年後にまた上がるかという、そういう仮定の話ではないのですけれども、現実には今後その2%分がずっと業者が値下げ状態になるということで、半年というか、来年の3月まではということの判断ではやっぱり違うなという気がします。だから、本当に額も見方によってはそんな大きなものでないのに、業者のほうも恐らくそのぐらいだったらということで実態としてはのむのかなと思えますけれども、やっぱり整合性というのもどうかなというのを見ていくことが行政の仕事としては大事な部分であると思えますので、改めてその辺の、今すぐ返事できないと思えますので、検討も含めてしていかなければなと思えますけれども、どうでしょうか。

清水課長 貴重なご意見といたしますか、ありがとうございます。

森 議 長 あと、次年度以降については、町民課との連携の中でアンケート調査等ということをおっしゃっていただきましたけれども、そのアンケートというのはどうも何かよくイメージが湧かなくて、相手はどういう対象に対してどういう内容でということをおわかつている範囲で教えていただきたいなと思いますけれども。

清水課長 その辺まだ今真っさらといいますか、前回当初の制定のときには町内の建築業者さんにアンケートとったみたいなのですけれども、次は今度、今日いただいたご意見とかも伺いましたし、入居者だとか、あと賃貸住宅のオーナーさんなんか聞くのも必要なのかなというような、そんな感触を受けて、ほかにも何かいい意見があればというような気もしているのですけれども、その辺これからの検討としたいなと思っています。

森 議 長 一般町民の方についても、大体持ち家にいたりなんなりする人たちにアパートのことを聞いて一つの考え方を集約させるというのではやっぱり何かぼけてしまうかもしれませんし、業者さんというのが主に、今回のそもそもの補助率と家賃設定の関係もあってなかなか一般の人が現実に例はありますけれども、なかなか踏み切れないと、ほとんどが建築業者が自分のところでやるとこのぐらいの補助でこのぐらいの家賃でできるというようなことで、そういう例がとても多いと思います。実際のところの感覚としては、今現時点でアパートがもう余っているというような私自身は認識は持っておりませんが、つまりこれがある程度行き過ぎるとアパートが過多になって空き家が続出するというようなバランスも見て町側としては今後進めていかなければならないと思いますので、そういう先行きの見通しも含めたことが少しでも反映できるようなアンケート調査ということをお意識してつくっていただきたいなと思いますので、私の意見ということでお伝えをしますので、よろしくお願ひします。以上です。

清水課長 今日は、せっきくの機会ですので、たくさん意見をいただけるとありがたいのですが、よろしくお願ひいたします。

工藤委員 先ほどほかの委員さんの話に出てきた合計で7万円ぐらい払っているの

だという町民の声、4万5,000円はあくまでも家賃で、そのほかにどうい
うものがあって正確ではないけれども、7万という金額になるのか、こ
んなものではないかなというのはおおよそでもわかるでしょう。駐車場、
光熱費……

清水課長 ちょっとやっぱり手持ちにないのですけれども、一般的に言う共益費、
共通経費といいますか、駐車場の管理費とか、共通廊下の電気料だとか、
そういったものが家賃外という共益費で対象外、4万5,000円の外枠とい
う考え。

磯野副委員長 今の皆さんやっぱり家賃のところが実際にこの金額と入る人がいざ入っ
たらもう少し高くなっているの、戸惑う部分もあるのだらうとは思
うのですけれども、ただしやっているほうも商売で、どうなのですか、事
業者としてはこの町が定めた3万5,000円と4万5,000円では全然間に合
わないという感覚なのだろうか。だから、共益費の部分で取るしかない
のだよ、そうしないとアパートによっては成り立たないのだよというよ
うな感覚もあるのだろうか。

清水課長 私も実際ちょっと現実的にどうなのかわからないのですけれども、今日
聞いたお話を伺えば多分トータルで7万、8万と徴収しなければやって
いけないということなのかなという感触は受けたのですけれども、その
辺も含めてこれからいろいろ業者ですとかの話聞きながら次期の改正
といいますか、次に向けていければいいかなと思います。

磯野副委員長 ぜひその辺は、町側も考えるとやっぱり住居が足りない、町営住宅が足
りないから民間の力もかりてと言うのだけれども、町営住宅との家賃の
差が余りにもあり過ぎると何のために町が補助出してやったということ
になりかねないので、その辺はやっぱり入る人といわゆる業者との考え
方の差というのはあるのだらうと思います。今後この条例を新たにする
ときには、両方からもやはり話を聞いてどこかの妥協点を探っていただ
きたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

森 議 長 課長は、もっといろんな意見をとられましたので、もう一つ、二つ言

わせていただきますけれども、まず1つにはこの実績のところを見ていただいてもわかるのですが、4万5,000円、固定でした。例えば31番は、45.83平方メートルです。それから、29年度にやったところは74.63平方メートルですので、圧倒的に広さが違うのです。それも全部4万5,000円というふうに、その条例に沿って建て主は納得してつくったのだと思いますけれども、だからその辺も含めてどこかにそういうものもあって片方は45平方メートルで4万5,000円、75平方メートルで4万5,000円では合わないというようなこともあると思うのです。先ほどまだ決定していないということですが、もし今後見直していくとしたら、そこも細かく分けるのか、もしくは上限をある程度上げて自由に取らせるのかとありますけれども、やっぱり上限はある程度決めていかなければいわゆるリーズナブルに住民に入っていただきたいということの本来の目的からはかなり外れてきますので、その辺ちょっと検討の余地がある。結果として、その年は七十何ぼのものを建てるときって思っていなかったのだと思うのですけれども、七十何ぼのものだとニーズがあるのでやって、ここがそうしているかどうか私はわかりませんが、ほかの名目で取ってというようなこともないわけではないような気がしますので、少し検討の余地があるなと思っております。これについては、答弁結構です。

次に、今後の条例を制定する際に、議会とのやりとりの中で具体的に言うとか教員だとか役場職員だとかの職員住宅等は、表現がそのとおりだったかというのはまずおいて、建築すると費用が非常に莫大に今かかる時代になっていると、こういうものが建っていく中で一定の余裕があるのであれば町のほうでそういうものを借り上げるような形で教員なり職員の住宅不足を緩和していきたいのだということがあった記憶があるので、その辺今の担当者、課長は今年の4月からですので、まず今の担当課としてそういう認識を持っているかどうかということをお聞きして、その件に関しての次の質問を続けたいと思いますけれども、まずどうでしょうか。

清水課長

私もこの前財務課だったので、そういった認識は持っていました。そういう話も教育委員会とかと話はしてはいたのですけれども、とりあえず教員住宅建てるに当たってはまず国からの交付金で要望している部分が

あったのと、また次に簡単に言うと民設公営でというような考えなのですけれども、そういった部分に踏み込むのにいろいろと事務的な整理というのがつかないというか、その辺で時間だけ過ぎていったという、そんな経緯があります。でも、我々も、あと教育委員会サイドとかもそういった認識は今は持っています。

森 議長 それで、この制度を延長するかどうかこれから検討するという中には、やはり単純に今のところほぼだと思えるのですけれども、行政側も私も恐らく把握していないと、ほぼ民間の人が入っているのかなという気がします。その上で先ほどある程度建って飽和状態になっても困るという部分も意識しなければならないというようなこと言いましたけれども、一方矛盾すると私は思っていないけれども、もともと持っていた単独で町が建てていくなり民設でいくというものがあるのであれば、一定数ある程度超えていく場合にはその政策をあわせて、もともと本来持っていた町のほうのそういうものをあわせることによってやっぱり業者さんが建てても余るのでないかというようなことは安心してやっていけますので、その辺もどこかで進めていくときには明確にしなければいけませんし、場合によっては、条件次第によっては今年については一方町のほうでとかというようなことをやっていかないと、これも何年もたっていて結局最初の意味合いがもう、今質問しなかったらきっと何もありませんま次スタートするような気がしますので、あえて今こういう状態ですとは言いましたがけれども、それも今後の検討材料に入れるかどうかだけ返事だけ答弁としていただきたいと思えますけれども、よろしく願いいたします。

清水課長 事務レベルとしては、当然そういったものも視野に入れてというふうに思っております。

逢坂委員長 そのほかにございませんか。(なし。の声) なければ、私のほうから1点だけちょっと確認なのですが、条例の第3条の第1号になるのですが、要するに助成の対象となる者は羽幌町に税を納めていなければ申請者になり得ないというふうに自分は解釈しているのですが、そういう解釈でよろしいかどうか。要するに申請、建てる側の方が羽幌町に税を納めて

いなければ、例えば例を挙げると旅にいて、札幌にいて実は羽幌にマンションを建てたいのだと、だけれども羽幌町には一切かかわりはないと、だけれどもマンション建てて10人ぐらい入れたいのだという場合にそういう申請のときに申請者としてはなり得ない、この条例でいくと私は思うのですが、その辺をちょっと教えていただきたいと。

清水課長 条例どおりでいきますと、羽幌町に納税義務がない町外の業者だとしても……町外の申請者でも受けれるということになると思います。

逢坂委員長 そしたら、町外の申請者でも税とは別にして自由にマンションだとかアパートなどは建てれるということですか、申請して。例えば札幌にいて羽幌にいいマンション建てたいのだと、空き地買って、そのときに羽幌町が例えば税を納めていないからだめですよとか、別にそういうことはなくて、全国どこでも羽幌町にアパートなり賃貸マンションなり民間の集合住宅を建てる場合に全てオーケーということですか、はっきり言って。

清水課長 町外の申請者でも要するに羽幌に滞納がなければ、そもそも課税義務がないと当然滞納もないわけですので、そういった方も対象になるという条例になっています。

逢坂委員長 ほかになければ、終了したいと思います、以上でそしたら地域振興課については終了いたします。本日はご苦労さまでございます。
10分間休憩します。

(休憩 14:18～14:30)

逢坂委員長

それでは、休憩前に引き続きまして委員会を再開したいと思います。

その前に、暑いので、上着は脱いで結構でございます。

それでは、社宅建設促進支援事業とプレミアムつき商品券事業について担当課より説明をよろしく願いいたします。

- 2 社宅建設促進支援事業について
- 3 プレミアムつき商品券事業について

担当課説明

説明員 商工観光課 高橋課長、高野係長

高橋課長 14:30

商工労働係所管の1つ目が社宅建設促進支援事業で、2つ目がプレミアムつき商品券事業について、その概要と現況について担当のほうから説明いたします。

高野係長 14:30～14:36

1番、社宅のほうから説明させていただきます。

社宅建設促進支援事業補助金の活用状況ということで、①、この補助金につきましては町における企業誘致の促進と既存企業の振興を図るため事業者が町内に社宅を建設する際の経費の一部を補助する目的でできています。助成金額につきましては、記載のとおりでございます。

②番、活用状況であります。平成30年度、昨年度は1事業者が活用しまして1棟2戸、1戸当たり床面積68.30平方メートルの住宅を建てられています。事業費につきましては3,295万円、補助金交付決定額は100万円となっております。

2番、プレミアムつき商品券事業の説明をさせていただきます。プレミアム商品券事業の実施についてということで、①番、消費税及び地方消費税の10%に引き上げが行われるため、低所得者、子育て世帯の消費に与える影響を鑑み、プレミアムつき商品券の販売を地域における消費を喚起し、下支えすることを目的として国の全額補助により行います。

制度の概要ですけれども、交付の対象者につきましては住民税の非課税者の方1人につき最大2万5,000円分の商品券を2万円で販売、また子育て世帯につきましては対象となる子供1人につき最大2万5,000円分の商品券を2万円で販売することになっております。プレミアム率は20%となっております。使用可能期間なのですけれども、販売を令和元年10月1日から令和2年2月14日までと設定をし、使用期間のほうは令和元年10月1日から令和2年2月29日までの予定をしております。

購入対象者につきましては、1番、扶養外住民税の非課税者の方、2番、3歳未満子育て世帯主の方、3番として基準日C対象児童に係る子育て世帯主の方、基準日Cなのですけれども、令和元年7月31日において住民基本台帳に記録されている者となっております。裏面に行ってくださいまして、(4)番として基準日D対象児童に係る子育て世帯主、こちらは令和元年9月30日において住民基本台帳に記録されている者というこ

とになっております。一応羽幌町につきましては、およそ1,290世帯1,800人程度臨時福祉給付金等を見まして対象となる方がいる予定でいます。

次に、4番の事業の運用についてですけれども、申請書の送付と対象者への引きかえ券の交付のほうは羽幌町のほうで事務を予定しております。商品券の販売、換金については商工会のほうに事務委託をして実施する予定であります。

5番なのですけれども、6月定例会のときに補正上げさせていただいたのですけれども、その補正後に郵便局さんのほうから販売のほうのお手伝いをできないですかということでご相談が来まして、一応商工会と町と3者で話をしまして、⑤番の委託先なのですけれども、変更と予算の組み替えのほうをお願いしたなというふうに考えております。1番、郵便局のほうで商品券の保管管理と販売、2番、商工会のほうでは商品券の換金手続、羽幌町のほうではそれ以外、申請書の送付、対象者への引きかえ券の交付を予定しております。予算の組み替えなのですけれども、今まで商工会事務委託料として事業費込みで1,392万5,000円を計上していたのですけれども、委託費のほうは商工会事務委託料と郵便局事務委託料のほうに2本立てにしまして、商工会のほうで換金のほうの事務を行うということで商品券の印刷のほうを羽幌町のほうで印刷会社のほうに依頼をするということから、印刷製本費を13万3,000円計上していたのですけれども、92万円に予算を流用して行いたいというふうにして思っています。

以上です。

逢坂委員長

それでは、質問等を受けたいと思いますが、案件については2番、3番、議案でいうと社宅建設促進支援事業、それからプレミアムつき商品券事業について、それぞれありますので、まずは2番の社宅建設促進支援事業についてのご質問等あれば受けたいと思います。何かございませんか。

－主な協議内容等（2の質疑）－ 14:36～14:51

工藤委員 この建設する業者は、町内建設業者なのですか。

高橋課長 助成金額にもありますが、町内の事業者と町外の事業者で補助の限度額が変わってきますので、25平方メートル以上45平方メートル未満であれば町内の業者であれば50万、町外であれば25万ということで半額というような設定をさせていただいております。

工藤委員　　こういう事業をするときには、羽幌町の財源から支出されるので、できる限り町内の業者を全面的に利用するという形でやってほしいというのが僕は長年の考え方であったのですけれども、そんなふうにはならないのでしょうか。

高橋課長　　一応町内の限定ということにはならないので、金額によって差をつけるという形でこういう制度をつくらせていただきました。

工藤委員　　ならないという理由を教えてください。

高橋課長　　これに関しましては、つくる、施行される人の意思もありますので、うちが町内とやってもいいのですけれども、つくる人方によって物にもよるのですけれども、町内では建てられないような建物というのも出てくるので、それに関してそこを抑えるということとはしないようにするというか、町内限定という枠はあえて外しているような格好にはなっております。

工藤委員　　でも、町内の業者であれば、アパートというか、こういう社宅の建物はおおよそその建築業者はできると思うのですけれども、どうなのですか。

高橋課長　　一応先ほども言いましたけれども、建てる人のほうの考え方もありますので、あくまでもうちは町内とは思っていますけれども、それで町外よりも高くという設定はさせてもらっています。あくまでもつくるのはつくる方の意思なので、そこを尊重するというか、そこを全部町内という抑え方はちょっとうちのほうではできないなという考えです。

工藤委員　　でも、町側の決め方を進めていけば、僕の言った形もでき得ると思うのです。そうでなければ、町内業者がせつかくあっても町外から来て建設されるということが多くなってしまうということになりますから、町内の建設業者で建ててもらえるといろんな部分で違う関連の業者も仕事も生まれるし、町に対しても税収が入ってくると思うのですけれども、その辺の考えは町はないのでしょうか。

高橋課長 一応この制度というか、この補助つくるときにもう既存に同じようなアパート経営、アパートの建設というものもありましたので、そちらに合う格好では進めてはいたのです。そちらも町外であればというもので差はつけていますので、同じような、こちらだけ町内限定にはできなかったというところもあります。

阿部委員 今日の最初のやつは、民間賃貸住宅の助成制度だったのですけれども、その中で何棟か建っている中で見ていくと、ある程度建てる段階でこの会社の人が入るよとかほぼ社宅みたいな感じになっているところも実際民間アパートでもできているのです。そうなったときにこの社宅建設促進支援事業、補助額でいえば民間アパートに比べると半分の額です。では、どっち選ぶとなったら、やっぱり民間のアパートの建設のほうを使ったほうがいいのかなどというふうになるのですけれども、その辺企業、実際会社側からこういうのを建てようかなとかという相談もあったりとか、そういうのがある中で今まで進めてきているものなのか、その辺をちょっと教えていただきたいなど。

高橋課長 この制度を始めたきっかけというか、それに関しては言ってあれなのですが、中央牧場の関係もありまして2戸だけとかではなくて何戸もという形で作る予定ではおりました。それで、新築で建てるということで町のほうに何かということで相談は受けてはおりました。その結果として、民間住宅というのもあるのですけれども、それよりもかなり予定戸数が16戸とか、そんなレベルでありましたので、それに合うような町の予算というか、財源もありますので、それに見合った格好で民間住宅よりは半分になるけれどもという形でこの制度をつくらせていただきました。

阿部委員 あくまでもこの社宅建設促進支援事業は牧場の関係だと思いますけれども、これから企業誘致がどの程度なるかわからないですし、今既存企業もこういった時代だからどんどん、どんどん社宅を建ててというの厳しくなるのかなとも思いますけれども、その点やっぱり今日最初にやった民間アパート補助の部分とうまくではないというか、何て言葉を言ってあれなのかわからないのですけれども、できるだけ進めていただ

きたいなとも思うのですけれども、何か社宅のこれだけだったら建てようという会社が出てくるかなという部分もありますので、補助額を上げたから、では建てようというふうにもなるかどうかかわからないですけれども、その辺今後町外から来ている企業が多分メインになってくるとは思うのです、この制度使うのは。そういった部分も、いろんな企業ありますので、ぜひ相談というか、聞き取りしながらいい方向に進めていってもらいたいなと思いますので、その辺改めて。

高橋課長 もともと民間住宅以外にということをつくったものなので、地域振興課の民間住宅のほうの制度とあわせながら、いい方向に進めばいいかなとは思っています。今言われたとおり、出てくるかなということなのですけれども、確かに去年も1件の実績しかなくて、9月まで待って来なくて延長して延長してやっと1件出てきたもので、今年に関しても一、二件の問い合わせはあるのですけれども、そこから先進まないのが現状なので、今後これをどうするかというのも民間住宅のほうの制度とあわせながら少しずつやっていきたいなとは思っております。

阿部委員 もうちょっと聞きたいのですけれども、例えば建てたときは社宅として建てて、その企業が撤退した場合はあいてしまいます。そういったときは、別のものに使う、例えばそれを町が買い取って貸し出すのか、誰か民間の人が買い取って貸すのか、その辺はどうなのでしょう。例えば社宅補助を使って建てたから、その補助金は社宅ではなくなったから返還しなければならないとか、そういった条件があるのかどうか、その辺もちょっと僕もわからないので、あと別のものに転用できるのかどうか。

高橋課長 まず、建てた後にという話なのですけれども、そこまで現実にうたっている制度ではなくて、入るときには社員を入れてください、ただつくるときに個人事業者であれば3親等以内の親族が入居するのはだめだよとか、そういう建てるときに要件はつけていて、入ったときにも誰が入るところまでは抑えていますけれども、それから何年かしてというところまでの抑えは今の制度上ではちょっとありません。もしさっき言われたようにあきましたということになると、町で買い取る何するというのは

そのときの状況によるとは思いますが、空き家対策等々もありますので、そちらの制度とも兼ね合いしながらちょっと考えていきたいなと思います。

森 議長 この説明資料にないので、自分なりに携帯でちょっと条文見ていたのですけれども、確認ですけれども、これ30年5月1日からですけれども、これは恒久的な制度というふうに一応認識しているのですけれども、その確認をしたいと思います。

高橋課長 一応何年で終わるということではないのですが、先ほど言われたとおり内容が合ってこないようになれば、それに合わせるような格好で少しずつでも変えていきたいなとは思っております。

森 議長 それで、少し外れるように聞こえたら申しわけないのですが、いわゆる目的はここには書いてありませんけれども、こっち読むとやはり社宅を建設することによって企業に対する雇用を含めた安定的なものをしたいということだと思います。少しこの内容からずれるのですけれども、ここではこの法律と限定していませんので、ちょっと個人的に思っていることも加えて質問したいと思うのですが、現実には社宅的に使っているところはもともとあった住宅を手直ししながら事実上社宅的に使っているということもあると思います。法律の中でいろいろ今だんだん厳しくなってきた利用の仕方がどうだということはちょっとおいておきますけれども、ところが残念ながら担当課でありませんが、リフォーム事業に対する補助金というのは全くカットされて中古住宅を買って直して職員を入れるということの補助制度は全くないわけで、これは新築だけに限ったことです。羽幌町の現状見た場合に非常に今の社会的な状況から空き家がふえてきて、今後もお年寄りが転出もしくは亡くなった等で空き家が出てくる中で新築だとやっぱりハードルはかなり高い部分もあるのですけれども、一般の家のリフォームについては非常に徹底してやらないという議論がこの1年続いておりますけれども、社宅という形のものの中の今後検討していく中で集合住宅を利用して社宅にするというようなことに対しての補助みたいことも今後考える必要があるのでないかなと思っておりますけれども、現時点でそういう検討したことがあれば

その中身教えてほしいですし、なければ今後どういうふうを考えていきたいということを答弁としていただければ助かるなと思いますけれども、お願いします。

高橋課長 中古でということなのですが、もともとが新築でということで進めていた事業なので、すぐ中古という話にはならないかとは思いますが、状況も踏まえながらこれだけ実績が今1件しかないところなので、もう少し実績ふやすためにも中古でというのであれば、実績が出てくるのであればそちらの方向にという話にはなってくると思います。ただ、なるかならないかでいうと、ちょっと今すぐという話にはならないとは思いますが、そういう考え方は持っております。

逢坂委員長 ほかにございませんか。(なし。の声) なければ、次に移りたいと思いますが、いいですか。(はい。の声)
それでは次に、プレミアムつき商品券事業について質疑を受けたいと思います。何かございませんか。

－主な協議内容等（3の質疑）－ 14:51～15:10

阿部委員 プレミアムつき商品券について聞きたいのですが、これは地方創生関係の何年か前に同じような感じでプレミアムの国からの交付金があったけれども、そのときは2年か3年ぐらい国からの交付金来ていたと思うのですが、今回のこの消費税絡みのほうは今年度で終わるのか、また次年度もか、その辺の情報というのは。

高野係長 一応今回のプレミアムつき商品券に関しましては、今年度10月に予定されている消費税10%の増税に向けての今年度限りの事業となっています。

阿部委員 1年だけということですが、消費税は10月から上がると、次いつどうなるかわからないですが、上がってしまうのですが、今回1年だけということで対象者も限られているわけなので、例えば町が上乘せをしてある程度、今までやっていたように抽せんとかになってしまうのかもしれないですが、町民向けにとかというのは検討さ

れたのかどうなのか、その辺をお聞きしたいなど。

高橋課長 この制度が出た段階で、とりあえずもともと商工会でやっていたプレミアムもあるのですけれども、それが変わってワンコインで今事業継続中なものですから、プレミアムにかわってそれを今やっているの、こちらが出てきた段階で上乘せということはないということで、それとかは確認しております。

阿部委員 プレミアムにかわってワンコインということですが、事業そのものの中身が多分違ってくるのかなとも思うのです。ワンコインだったら、その日限りの商店街の振興という部分にもなりますし、ただプレミアム商品券だったら使用期間というのがある程度長いので、その間地域を活性化できるのかなとも思いますけれども、町側として商工業の消費税10%に上がることに對しての何か支援策というのは今後考えているのか、ちょっと話ずれてしまって申しわけないですけれども、その辺もし考えていけば。

高橋課長 今現時点では、特に考えてはおりません。

阿部委員 ぜひそういった部分を、ワンコインを商店街はやっているから、それでいいのかといたら、多分そういう部分厳しいのかなとも思いますので、できるだけもっともっと全町民対象となるような還元事業というものを今後ぜひとも考えていただきたいと思いますので、その辺改めてお願いします。

高橋課長 今やっている継続事業の状況にもよりますけれども、またプレミアム復活とか、そういう話自体が今すぐという話にはならないとは思いますが、とりあえず要望としてはお聞きいたし、これから考えてはいきたいとは思っております。

工藤委員 ③の購入対象者という部分の(3)、基準日C対象児童、そのCというのは何の意味ですか。

高野係長 下に、済みません、括弧で記載させていただいたのですけれども、令和元年7月31日に出生されたお子さん、要綱等自体はずっと国からおりてくる段階で案としてつくられているので、その段階で基準日C、7月31日において、その区切りの日というのですか、そこまでで一回閉じてまた申請書等を交付しなさいという曜日なのです、基準日C。それにまた、(4)になるのですけれども、7月31日以降にまた出生されたお子さんがいる場合は9月31日を区切りとして対象者の方に申請書等を発送しなさいという形の区切りの日になっています。

工藤委員 そしたら、9月30日に生まれた子供も対象になるということ。

高野係長 はい、9月30日に出生されたお子さんも対象になります。

工藤委員 それから、郵便局さんもこの作業に加わってもらうということになっていきますけれども、販売は商工会……済みません。郵便局の商品券の保管管理ということは、販売するまでの管理ということ。

高橋課長 ちょっと書き方があれなのですけれども、町で印刷した商品券に対して、それを販売してもらうのに、羽幌郵便局、築別、天売、焼尻と4つの郵便局で販売してもらうのにまず商品券預けまして、そこで全部売るまで管理してもらう、その売った後の商品券、それを店で使った分の換金を商工会がやりますという3つ分けてのことになっております。

工藤委員 そしたら、対象になる家庭には役場のほうから通知が行くのですよね。その流れ。

高橋課長 対象になるところに関しましては、うちから通知が行って申請を上げてもらった段階で内容確認して引きかえ券をその家庭に送ります。その引きかえ券を持って商品券を買うという形で、それが5回まで買えますと、5,000円ずつ分割で買えます、1発でも買えますし、分割でも買えますという形で判こを押していくような格好での引きかえ券を対象者に配りますので、そちらを持って、今回変わったのですけれども、郵便局のほうに持っていってもらって販売してもらうという格好になります。

工藤委員 それから、もう一つ、子供さん1人につき最大2万5,000円分買えるということですが、例えば4人いれば4人分買えるということですか。

高野係長 3歳未満が対象になっていまして、3歳未満のお子さんのいる家庭はそのままそのお子さんは対象になるということなので、あと非課税世帯、両親が非課税でその家庭が一人も税金かかっていないという家庭で3歳未満のお子さんがある場合はその3歳未満のお子さんは非課税のほうでも購入券が当たるし、3歳未満のほうでも購入券が当たるので、4人家族なのですから、6枚当たったりだとかという形にもなっています。3歳未満の方は、必ず買えるという形です。

工藤委員 大体わかりました。
それで、もう一つだけ、阿部委員もおっしゃっていたようにプレミアム商品券を商店街、あるいは羽幌町の住民のためにも今回でなくてもいいですから、来年度でもぜひやっていただけるように強くお願いしたいと思います。過去にも何度かやっているのですけれども、やったときにやっぱり商店としても売上げがアップになっていますし、買いに来ているお客さんに関して喜んでもらっていますので、現在課長おっしゃったようにワンコインをやっているからという言葉もありましたけれども、プレミアム商品券のほうはずっと期間も長いし、効果もありますので、決して羽幌町の負担にならないように我々商店やっている者としても頑張りますので、ひとつ来年度から何とか予算計上できるように考えていただきたいと僕からも強くお願いをいたします。
以上です。

森 議 長 この事業の財源は、100%国からの補助という認識でおりますけれども、それでいいのかどうか、まず確認したいと思います。

高野係長 現在は、全て国のほうで、予算上げたものは、対象になるものは全て来るもので補助しますよということになっております。

森 議 長 その上で、あくまでも任意といえれば任意だし、町のほうも5,000円ずつで

もこの期間中ですから、2月までですか、買いやすいように工夫もしているという認識を持ちましたけれども、これ結局使わないで要らないわということになると、ただ国から、羽幌町の持ち出しはゼロですから、もったいないといえどもったいないのです。むしろ驚いたのは、直接的に出せると。昔こういうこと何かやるときに町のほうで案内すべきだということが、このことではないのですが、あったときに、これはやっぱりプライバシーだとか、そういう問題があるから、町は出さないのだというような、別件でそういう事業が、いろいろ議会ともかなりやりとりがあったことがあります。ただ、今聞くと全員に出すということですので、忘れることは少ないなどは思いますけれども、やっぱり高齢者もまじってきておりますので、文書が届いてもなかなかわからないということも想定の中には可能性としてはあるかなと思います。そこで、それがいいのか、やっていいのかどうかちょっとわかりませんが、無理に勧めることはもちろんできませんけれども、一定期間の中でかなりの金額が利用できる中で今後の進める運用の中でここが返事が来ていないとかという場合にはこういうものあるのだけれども、届いたはずだけれども、どうですかとかというような、1,290世帯も持っていて担当課としては人員的な数も限られていますので、難しいですけれども、できるだけそういうようなきめ細かい対応もあって、せつかく羽幌町で一銭も出さないでやれるのですから、できるだけ満度に使ってもらえるような運用をしていただきたいと思いますけれども、どうでしょうか。

高橋課長 一応うちのほうでは、通知を出したいとは思っております。中間中間でもいいですから、毎回郵便局から販売の実績が上がってきますので、それを見ながらまだ購入されていない方に関しては勧奨ではないですけれども、通知はしていきたいなどは思っております。

逢坂委員長 ほかにございませんか。(なし。の声) ないようですので、私のほうからちょっとお聞きしたいのですけれども、これはもう完全に調べていると思います。3番目の購入対象者、これ1から4まであるのですが、わかればこの世帯と人数を教えていただければ、内訳。

高野係長 内訳に関しては、まとめて出てくるので、そこまで細かい数字は押さえ

ていないです。

逢坂委員長 それは、どういうことで押さえていないのか。集計するのに押さえる必要があると思うのですが……でないと、この1,290世帯1,800人という数字がどこから出てきているのかというのがやっぱり、そこからでないかと思うのですけれども。

高野係長 合計に関しましては、一覧一応出てくるので、一覧の合計値が出てくるのです。そこから年齢と非課税、課税で分けていないので、通知の案内は出すのですけれども、確定申告をされていない世帯の方はまた対象外にもなってきますので……

逢坂委員長 ちょっと意味わからないのですけれども、この数字が出てくる自体が、確定申告していないとかしているとかという問題でなくて、要するに対象者はこうですよと1号から4号があったとすれば、その中で必ず何名何名、何世帯というのを調べているはずなので、それがどこからこの数字で出てきているのかなと。

高橋課長 人数のほうはわかるのですけれども、とりあえず非課税世帯と子育て世帯ということで、3歳未満の子育て世帯が130人ぐらいと、それを引いた人数が非課税の世帯に属する人。

逢坂委員長 どうも私意味わからないのだけれども、どういう算式でこういう数字が出てきたのかということを知っているわけだから、それをきちっと説明していただかないと、単純に羽幌町では1,290世帯1,800人が対象となりますと言っているのだけれども、そしたらその基礎となるものはどこから算定されているのかなと普通は考えるのではないかと思いますけれども、適当な数字ではないと思うのですけれども。

高橋課長 世帯数はあれなのですけれども、さっき言ったように1,800人の内訳としましてはそれぞれ税務のほうに非課税、3歳未満に関しては住民基本台帳からの数字ということで、それを足して1,800ということで、先ほど言ったとおり3歳未満に関しては130人、それ引いた1,670人が非課税者と

いうことでのそれぞれの回答をもらっての1,800ということで今こちらの記載となっております。

逢坂委員長　しつこくで申しわけないのだけれども、ただ世帯主となると世帯を調べないと世帯主って出てこないはずなのです。だから、3号、4号はあくまでも世帯主、世帯について1件のはずなので、その世帯主の数が出てこないと、非課税だから全部該当になるという部分にはならないのかなと僕は思うのですけれども、その辺どうですか。

高橋課長　1,290世帯というのが非課税世帯が1,290世帯で、1,800人ということでこれの世帯員が1,800人ということで今数字を整理しております。今後これから通知を出していく中でもう少し詳しい内訳はどんどん出てくると思うのですけれども、申しわけないのですけれども、今出せるのがここ今調べて現時点ではこの1,290世帯1,800人ということが対象ということで、これから商品券も印刷かけて何かけてということでやっていくという予定になっております。

逢坂委員長　そういうような説明をいただければわかるのです。要は大ざっぱに1号から4号の数字が出てきたのかなと思うわけで、そういう算定基礎やはりきちんとしてやらないと、大ざっぱにこれだけやるのだと言われてもなかなか、町税でないからいいという思いではないと私は思うので、その辺をきちんとしていただきたいと思います。

私のほうからは以上でございます。

ほかに何かあれば。(なし。の声) それでは、ないようですので、まずは商工観光課についてはこれで終わります。この後、済みません、先ほど地域振興課のほうで答弁が保留であった家賃の件について説明がありますので、引き続き行いたいと思います。商工観光課については大変ご苦労さまでございました。

暫時休憩します。

(休憩 15:10～15:13)

逢坂委員長　休憩前に引き続き、先ほど民間賃貸住宅建設促進事業の中で担当課が持

ち帰っておりました管理費の説明を申したいという申し出がありましたので、これを許したいと思います。説明よろしく願いいたします。

4 民間賃貸住宅建設促進助成事業について（再説明） 15:13～15:30

佐々木係長 管理費の一覧を今お配りさせていただきましたけれども、一般的な管理費なのですけれども、共用部分の電気代等と、あと駐車場料金、清掃費、除排雪費、経常的な修繕費、あと共用部分ですとか、そういった部分に係る火災保険料、その他管理に必要と思われる経費ということで、一般的な部分なのですけれども、これにつきましては下の考え方の部分であるのですけれども、管理費とされるものであっても居住者が希望した場合のみ発生する経費ということで、管理費以外となる経費につきましては条例に基づいた選考委員会でその都度審査しているという状況でございまして、同じ管理費とした中でも例えば駐車場を使用する居住者と使用しない居住者がいた場合、管理費以外の経費ということで扱うというような形で審査のほうをしているということでありまして、以上です。

逢坂委員長 ただいま管理費について説明をいただきました。これに関してのみ質疑を受けたいと思いますので、よろしく願いします。特に何かあれば。

船本委員 これ私質問したので、ちょっと聞きたいのですけれども、管理費の一覧というのは管理費にこれは全部入っているよということなのですかね。

清水課長 済みません。先ほど管理費一覧という形でもうリストがあるというような答弁したのですけれども、実はそういうことではなくて、申請あるごとに中身を見て、決定に当たっては選考委員会、役場内部で町長、副町長、住宅担当課長と財務課長、それと企画担当、それと建設課の担当課長と建設課の主任技師で構成する選考委員会を毎回開きまして、その中でこれは管理費だね、これは対象外だねというような判断を毎回していく、その中で今まで管理費として見たリストがこの管理費一覧ということで挙げさせてもらっています。

船本委員 ちよつと勘違いなのかわからないですけれども、管理費一覧って管理費の中に共用部分だとか電気代等、駐車場の料金だとか、除排雪の部分だとか、これ全部管理費の中に入っているよという解釈していいのですよね。そうですね。そして、この下に例として駐車場を使用する居住者と使用しない居住者がいることから管理費以外の経費となる、何かちよつと意味が俺だけがわからないのかもあれだけれども、そこら辺ちよつと内容を説明してほしい。

佐々木係長 まず、実績もそうなのですけれども、全員が駐車場を使用する場合はそこは家賃の中に入れて管理費ということで、ただ住居によっては駐車場を使用する人としらない人がいるので、その場合は補助対象の場合にはそこは管理費から外して考えるということで家賃にそこは含めないでプラス駐車場ということで、なのでその補助対象によって駐車場料金が管理費の中に入れられる部分と入れていないところがあります。それは、その都度選考委員会の中で判断しているという状況になります。

森 議長 ちよつと休憩してもらっていいですか。

逢坂委員長 暫時休憩します。

(休憩 15:18～15:29)

逢坂委員長 休憩前に引き続き委員会を開催します。

清水課長 ただいまいただきましたご意見等を踏まえまして、次期の改正時期にはそれらも盛り込んで検討していければなというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

逢坂委員長 では、よろしいですか。(はい。の声) それでは、これで委員会を終了いたします。本日はご苦労さまです。